

関西学院短期大学「障がい学生支援実施基準（ガイドライン）」

はじめに

関西学院短期大学（以下、本短期大学という）における障がい学生に対する支援は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく「合理的配慮の提供」を含めて行われるものであり、その支援の内容は、別に定められた「障がい学生支援に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にしたがって実施されるものである。そこで、基本方針にある「6. 合理的配慮の提供」「8. 不服申し立て」に基づき、支援実施基準（ガイドライン）をここに定める。

参考

合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。（障害者権利条約第2条）

1. 支援にあたっての前提

1) 学生の範囲

このガイドラインにいう学生とは、本短期大学に入学を希望する障がいのある人、及び本短期大学に在籍する障がいのある学生とする。

2) 支援対象

- ① 障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、原則として、障害者手帳や医師の診断書等の根拠資料のある人とする。
- ② ①以外でも、関西学院大学学生生活活動支援機構総合支援センター（以下「総合支援センター」という）または、学長室会の協議により支援が必要であると認定した場合、支援の対象とする。

3) 「合理的配慮」としての支援の提供内容

a) 本短期大学においては、下記の項目について、学生または保証人の申し出により、相談のうえ、「合理的配慮」として必要な支援を提供する。

- ① 試験の配慮
- ② 講義等の記録の代替
- ③ 教材へのアクセシビリティ
- ④ 音声言語へのアクセシビリティ
- ⑤ 建物へのアクセシビリティ
- ⑥ 技術支援による自立サポート
- ⑦ 実験・実習の補助
- ⑧ その他の支援

b) 本短期大学における「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものとして、次の事項を参考とする。

- ① 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更。
- ② 支援をする本短期大学に過度な負担がかかること
本短期大学に財政面・体制面等で「過度な」負担がかかるものは、支援の内容には含まれない。判断の要素は次のとおりとする。

(要素＝「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」内閣府に基づく)

- 事務・事業(教育研究)への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用・負担の程度
- 事務・事業(教育研究)規模
- 財政・財務状況

③ 教育とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること

本短期大学における修学とは直接に関係しない日常生活支援や個人的な支援、及び課外活動に関する支援。

4) 「合理的配慮」提供の対象となる学生の活動の範囲

合理的配慮提供の対象を、原則としてキャンパス内における入学試験支援、修学支援、就職支援とする。

5) 支援内容における留意点

本短期大学における「合理的配慮」としての支援の内容は、上記3)に定めるが、「合理的配慮」としての支援の内容に含まれないものについても、必要に応じて検討する。

2. 入学試験支援内容

大学入試センター試験の「受験上の配慮」に準拠し、可能な限り必要な支援を行う。

3. 修学支援内容

修学支援には、正課授業、学校行事(入学式、卒業式等)への参加等、本短期大学における修学(教育)に関する事項を含める。具体的な支援内容については、学生本人の修学的(教育的)ニーズと意思を可能な限り尊重し、本短期大学で検討・判断を行い、当該学生との合意の下に個々に決定する。

4. 就職支援内容

障がい学生を対象としたキャリア・就職支援及び外部支援機関との連携による支援を行う。また、キャリアセンター主催プログラムの参加学生へ必要な支援を行う。

5. 不服申し立て

このガイドラインにしたがって提供されることが決定された支援方法等について、障がい学生、その保証人、関係する科目の教員及び職員において疑義や不服申し立てがある場合は、学生委員会に申し立て、話し合いにより解決する。

6. 本基準の制定改廃

本基準の制定改廃は、障がいのある学生の意見を聴取し、学長室会の審議を経て、短期大学教授会において決定する。

7. 附則

1. 本基準は、2016年4月1日から実施する。
2. 本規準は、2024年4月1日から改正施行する。